

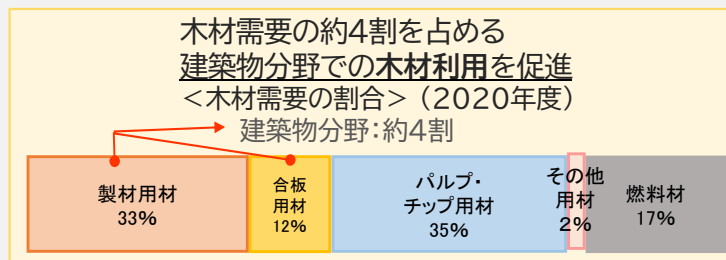
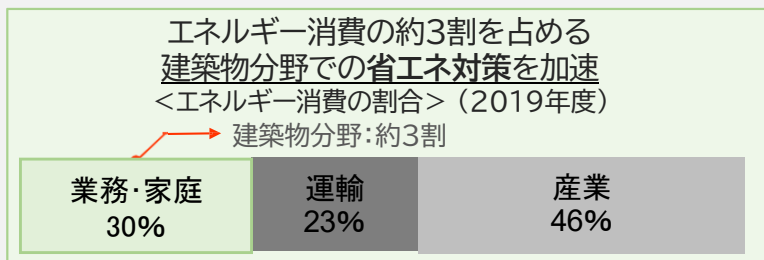
木材利用の推進等に係る 建築基準法令改正を踏まえた消防法令における対応

令和5年7月26日
消防庁予防課

検討の背景（木材利用の推進等に係る建築基準法令の改正）

○ 背景・必要性

2050年カーボンニュートラル、2030年度温室効果ガス46%削減(2013年度比)の実現に向け、2021年10月、地球温暖化対策等の削減目標を強化



<2050年カーボンニュートラルに向けた取組>

【2050年】
ストック平均で、ZEH・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル)水準の省エネ性能の確保を目指す

【2030年】
新築について、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指す

抜本的な取組の強化が必要不可欠

○「エネルギー基本計画」(2021年10月22日閣議決定) ※

- ・ 2050年に住宅・建築物のストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保されていることを目指す。
 - ・ 建築物省エネ法を改正し、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化するとともに、2030年度以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。
- ※「地球温暖化対策計画」(2021年10月22日閣議決定)にも同様の記載あり

○「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日閣議決定)

建築基準法令について、木材利用の推進、既存建築物の有効活用に向け、2021年中に基準の合理化等を検討し、2022年から所要の制度的措置を講ずる。

目標・効果

建築物分野の省エネ対策の徹底、吸収源対策としての木材利用拡大等を通じ、脱炭素社会の実現に寄与。
○2013年度からの対策の進捗により、住宅・建築物に係るエネルギー消費量を約889万kL削減(2030年度)

建築基準法令の改正スケジュール

- ・ 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第4条の規定により、耐火建築物に係る規制の合理化など、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。)の一部改正が行われた(施行は公布日(令和4年6月17日)から2年以内)。
- ・ 現在、国土交通省では、建築基準法の一部改正に伴う同法施行令(以下「建基政令」という。)、省令、告示等の技術基準について検討中。

建築基準法の防火関連規定の主な改正点と消防法令における論点

- 耐火建築物における主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)を部分的に木造化する場合の規定の整備(参考1)
→ 今般改正が行われた建基法令上の「耐火建築物」及び「主要構造部」を引用している消防法令上の規定について、見直しが必要か検討を行う。【論点①】
- 防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設(参考2)
→ 建基防火上の別棟みなし規定の考え方を、消防法令上の別棟みなし規定に反映することが適当か否か検討する。【論点②】

現状・改正主旨

○耐火性能が要求される大規模建築物においては、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることが求められ、部分的な木材使用がしづらいとの指摘。

改正概要

○耐火性能が要求される大規模建築物においても、壁・床で防火上区画された範囲内で部分的な木造化を可能とし、大規模建築物への木材利用の促進を図る。

現行

耐火性能が要求される大規模建築物において、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることを要求

※区画面積は制限あり
(原則住戸単位程度)
※木造化した部分の「表示」を検討

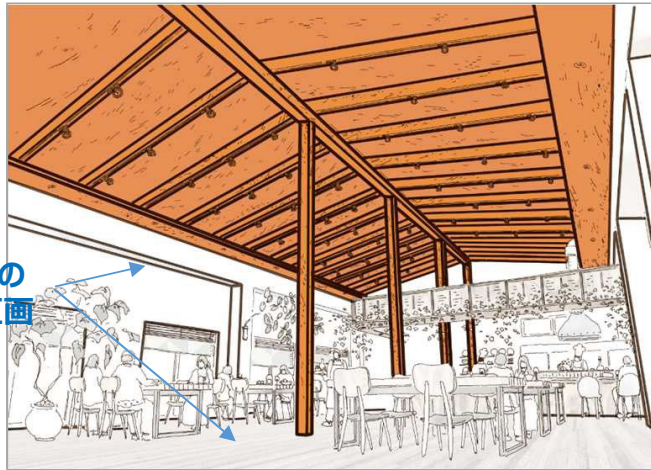
改正

防火上・避難上支障がない範囲内で、部分的な木造化を可能とする
＜政令以下で規定する防火上・避難上支障がない範囲＞
壁・床で防火上区画され、当該区画外に火災の影響を及ぼさない範囲

このため、建基法第2条第9号の2を一部改正



複数階にまたがる住戸 (メゾネット) 内の中間床や壁・柱等の木造化



最上階の屋根や柱・はり等の木造化

【施行日：公布の日から2年以内】

九の二 耐火建築物

次に掲げる基準に適合する建築物をいう。
イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分(以下「特定主要構造部」という。)が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

- (1) 耐火構造であること。
- (2) 次に掲げる性能(外壁以外の特定主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。)に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。
 - (i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。
 - (ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第二十七条第一項において同じ。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたもの)に限る。)を有すること。

※赤字下線部は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)第4条の規定による改正後のもの

現状・改正主旨

耐火性能が要求される大規模建築物においては、壁・柱等の全ての構造部材を例外なく耐火構造とすることが求められ、低層部分の木造化がしづらいつとの指摘。

改正概要

- 防火上分棟的に区画された高層・低層部分をそれぞれ防火規定上の別棟として扱うことで、低層部分の木造化を可能とし、大規模建築物への木材利用の促進を図る。

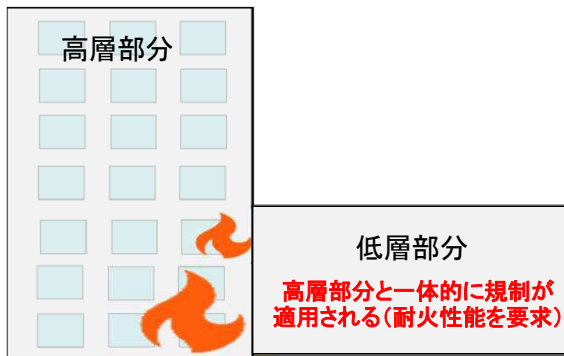
現行

低層部(例:階数3)についても高層部(例:階数4以上)と一体的に防火規制を適用し、建築物全体に耐火性能を要求

改正後

高い耐火性能の壁等や十分な離隔距離を有する渡り廊下で分棟的に区画された高層部・低層部をそれぞれ防火規定上の別棟として扱うことで、低層部分の木造化を可能とする

このため、建基法第21条、第27条及び第61条を一部改正



【施行日：公布の日から2年以内】

【法第21条】
(大規模の建築物の主要構造部等)

1. 2 (略)
3 前2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、**それぞれ別の建築物とみなす。**

【法第27条】
(耐火建築物等としなければならない特殊建築物)

1～3 (略)
4 前3項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、**それぞれ別の建築物とみなす。**

【法第61条】
(防火地域及び準防火地域内の建築物)

(略)
2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、これらの規定の適用については、**それぞれ別の建築物とみなす。**

論点① 耐火建築物における主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)を部分的に木造化する場合の規定の整備

- 消防法令において、建築基準法で今般見直しが行われた「耐火建築物」及び「主要構造部」の用語を引用している規定がある。

「耐火建築物」を引用している規定(例)

消防法施行令第19条(屋外消火栓設備に関する基準)

屋外消火栓設備は、別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物で、床面積(地階を除く階数が一であるものにあつては一階の床面積を、地階を除く階数が二以上であるものにあつては一階及び二階の部分の床面積の合計をいう。第二十七条において同じ。)が、**耐火建築物**にあつては九千平方メートル以上、準耐火建築物(建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)にあつては六千平方メートル以上、その他の建築物にあつては三千平方メートル以上のものについて設置するものとする。

- 2 同一敷地内にある二以上の別表第一(一)項から(十五)項まで、(十七)項及び(十八)項に掲げる建築物(**耐火建築物**及び準耐火建築物を除く。)で、当該建築物相互の一階の外壁間の中心線からの水平距離が、一階にあつては三メートル以下、二階にあつては五メートル以下である部分を有するものは、前項の規定の適用については、一の建築物とみなす。
- 3・4 (略)

「主要構造部」を引用している規定(例)

消防法施行令第11条(屋内消火栓設備に関する基準)

2 前項の規定の適用については、同項各号(第五号を除く。)に掲げる防火対象物又はその部分の延べ面積又は床面積の数値は、**主要構造部(建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。)**を**耐火構造**とし、かつ、壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根。以下この項において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この項において同じ。)の仕上げを難燃材料(建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。以下この項において同じ。)とした防火対象物にあつては当該数値の三倍の数値(次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該三倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値)とし、**主要構造部を耐火構造**としたその他の防火対象物又は建築基準法第二条第九号の三イ若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては当該数値の二倍の数値(次条第一項第一号に掲げる防火対象物について前項第二号の規定を適用する場合にあつては、当該二倍の数値又は千平方メートルに同条第二項第三号の二の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値のうち、いずれか小さい数値)とする。

3・4 (略)

- これらの規定のように、消防用設備等の中には、消防用設備等の設置義務の対象となる防火対象物が「**耐火建築物**」又は「**主要構造部が耐火構造**」の建築物である場合には、**最小設置義務面積(消防用設備等の設置が必要となる最小の面積をいう。以下同じ。)**等を緩和した場合においても、**消防用設備等が消火、避難その他の消防の活動のため必要とされる性能を有する**として、緩和規定を設けている場合がある。

部会で検討

- 消防用設備等の最小設置義務面積の緩和規定について、建築基準法の改正により部分的に木造化された耐火建築物等についても適用することが適当か否かについて、国土交通省における建基法令の技術基準の検討状況も踏まえつつ、検討を行う必要がある。

論点② 建築防火に関する規定に係る別棟みなし規定の創設

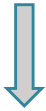
● 消防法令における消防用設備等の設置単位

【原則】

- ・ 一棟の建物を一の防火対象物として取扱う(例 建築物全体の延べ面積により、消防用設備等の設置の可否を区分け等)。

【例外】

- ・ 一定の要件を満たす場合は、一棟の建物であっても、別の防火対象物(別棟)として取扱う。



消防法施行令第8条

防火対象物が開口部のない耐火構造(建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。)の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、この節の規定の適用については、それぞれ別の防火対象物とみなす。

この規定は、防火対象物の部分で、当該部分が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときは、当該部分で出火しても他の部分に火災が延焼し、又は他の部分の出火により当該部分に延焼する危険性が少ないので、当該部分を他の部分と切り離して考え、別個の独立した防火対象物とみなして、本節に定める技術上の基準を適用することとし、一棟一設置単位の原則の例外を定めたものである(消防法施行令の解説第二版p250)。

- 今般、建築基準法令において、**火熱等を遮断し、相互に防火上有害な影響を及ぼさない**区画等^{*}の性能要件が技術的に確立したことから、防火規制について、別棟みなし規定を整備することとしている。
(^{*}区画及びその周囲の構造・材質・防火設備等による延焼防止を考慮。扉があるタイプも想定)

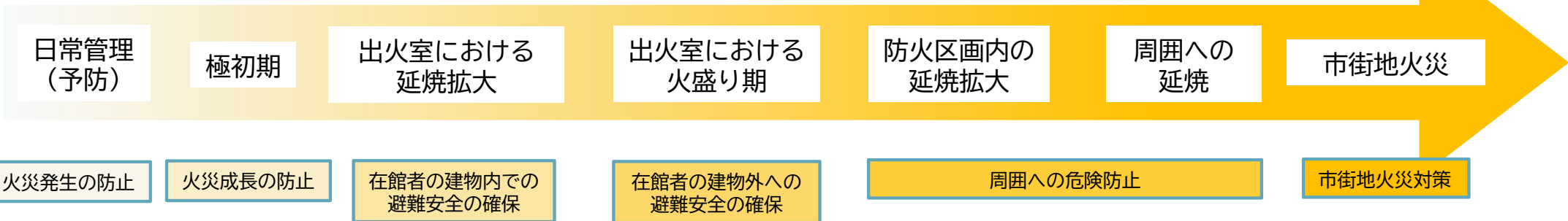


部会で検討

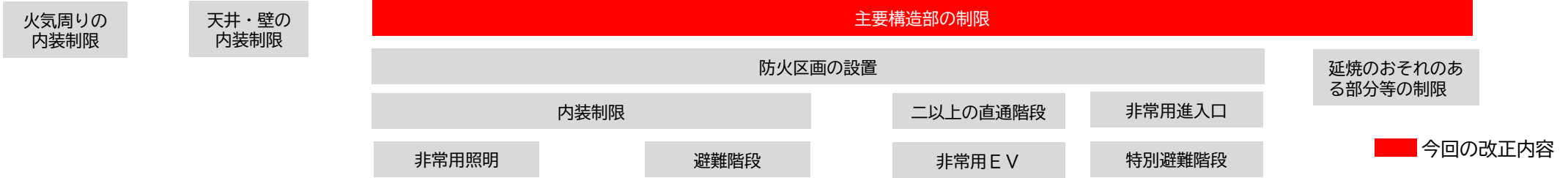
- 建基防火上の別棟みなし規定の考え方を、消防法令上の別棟みなし規定に反映することが適当か否かについて検討を行う必要がある。

耐火建築物における火災の進展フェーズと 主な防火安全対策の関係（イメージ）

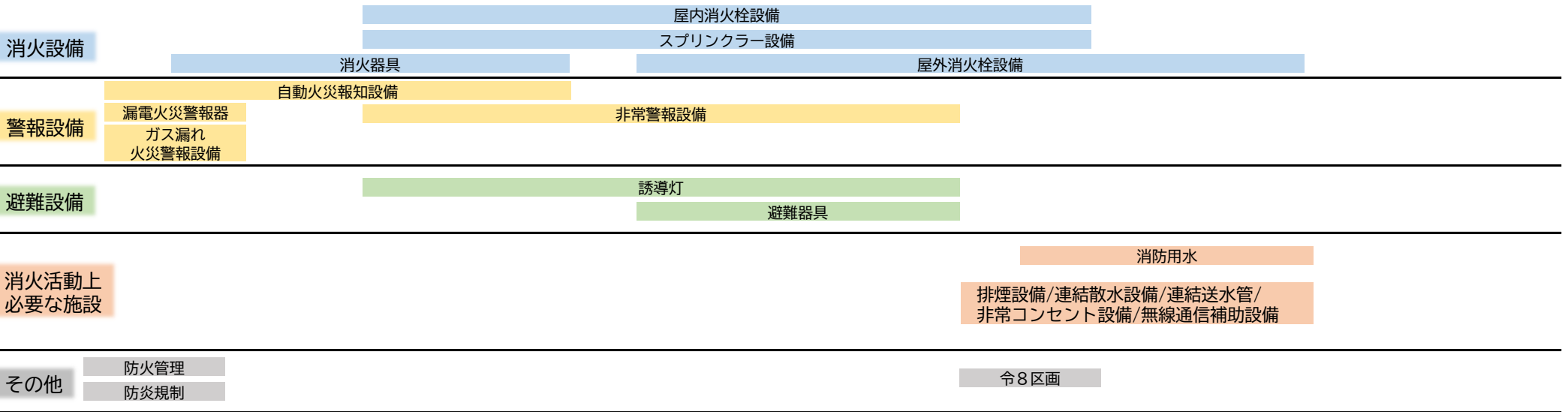
※総合防火安全対策の手法の開発調査検討委員会報告書(平成15年3月)を参考に作成



○建築基準法関連



○消防法関連



検討スケジュール(予定)及び検討部会の体制

● 検討スケジュール (予定)

建築基準法令等についての国土交通省の検討状況によって前後する可能性があるが、概ね以下のスケジュールで進めていく予定。

令和5年7月	第1回あり方検討会	令和5年10月	第2回検討部会
令和5年8月	第1回検討部会	令和5年11月	第3回検討部会
令和5年9月	第2回あり方検討会	令和5年12月	第3回あり方検討会

※あり方検討会：予防行政のあり方に関する検討会
 検討部会：消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会

● 消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討部会

<p><委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学識経験者 小林 恭一 東京理科大学総合研究院 教授 佐野 友紀 早稲田大学人間科学学術院 教授 志田 弘二 名古屋市立大学 名誉教授 ○ 関係団体 齋藤 俊彦 一般財団法人日本消防設備安全センター 業務部 審議役兼業務課長事務取扱 ○ 消防本部 木原 隆史 千葉市消防局予防部指導課 課長 渡邊 勉 川崎市消防局 予防部担当部長予防課長事務取扱 山橋 大輔 東京消防庁予防部 副参事(予防技術担当) 都丸 純一郎 大阪市消防局予防部 消防設備指導担当課長 山本 学 福岡市消防局予防部指導課 課長 	<p><専門委員></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学識経験者 大宮 喜文 東京理科大学創域理工学部建築学科 教授 河野 守 東京理科大学創域理工学研究科 国際火災科学専攻 教授 <p><オブザーバー></p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省住宅局 全国消防長会 消防庁消防大学校消防研究センター <p><事務局></p> <ul style="list-style-type: none"> 消防庁予防課
---	---

<参考> 各消防本部への対応

今般の建築基準法令の改正内容(参考資料1-3)について、警防及び予防の両観点から、全国消防長会を通じて各消防本部と意見交換を行っているところ。